

首里城復興基金事業監修会議 設置要綱

制定：令和4年7月26日 土木建築部長決裁

(目的)

第1条 首里城復興基金は一日も早い首里城火災からの復興を願う寄附金によって積み立てられていることから、「沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針」に基づき、首里城正殿の復元工程に合わせ、国から提供された仕様をもとに円滑に制作できるよう、首里城復興基金事業 監修会議（以下「監修会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 監修会議は、以下に掲げる事項について、制作及び監修方針をとりまとめる。

- (1) 制作体制及び制作作業工程に関すること。
- (2) 監修方法及び監修頻度に関すること。
- (3) その他、首里城復興基金事業の監修にあたり必要な内容に関すること。

(組織)

第3条 監修会議の監修委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、7名以内で組織する。

- (1) 首里城復興基本計画に係る学識経験を有する者
- (2) 「琉球王国文化遺産集積・再興事業」に係る学識経験を有する者
- (3) 首里城に係る復元事業の委員又は監修者である者
- (4) その他、知事が必要と認める者

2 監修会議には、関係機関から参画する協力委員を置くことができる。協力委員は、知事が依頼する。

(監修委員長)

第4条 監修会議には監修委員長を置く。監修委員長は知事が指名する。

2 監修委員長は、監修会議を代表して、会務を総括する。

3 監修委員長に事故があるとき又は監修委員長が欠けたときは、監修委員の互選によりその職務を代理する者を置く。

(監修委員の任期)

第5条 監修委員の任期は、原則として2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(監修会議)

第6条 監修会議の開催は、土木建築部長が通知する。

2 監修会議は、監修委員の総数の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。

3 監修委員長は、監修会議の議長となり、会の進行を行う。

4 首里城復興基金事業の各分野の監修に係る詳細事項に対して必要があると認められる時は、ワーキング部会（以下「WG部会」という。）を設置することとし、WG部会の参加者は監修会議にて決定する。

(外部専門家、施設管理者の意見の聴取)

第7条 監修会議及びWG部会は、事業特性や監修に係る技術的判断等が反映可能な運営を図るため、監修委員長が必要と認めるときは、外部専門家の意見を聴取することができる。

2 監修会議及びWG部会は、監修委員長が必要と認めるときは、首里城に関する施設管理者の意見を聴取することができる。

(事務局)

第8条 監修会議及びWG部会の庶務を行う事務局は、沖縄県 土木建築部 首里城復興課に置く。

2 事務局は、首里城復興基金事業に係る関係機関等との調整を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、監修会議の運営に関し必要な事項は、監修会議で定める。

(附則)

この要綱は、令和4年7月26日から施行する。